

連載

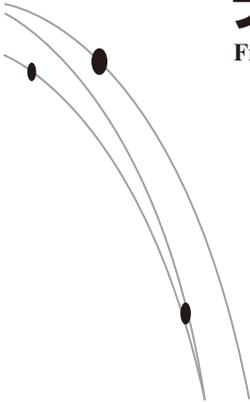
# フィールド・アイ

Field Eye

ケルンから——①

千葉大学 皆川 宏之

Hiroyuki Minagawa



## ドイツにみる最近の労働事情の変化

筆者は現在、ドイツ連邦共和国のノルトライン・ヴェストファーレン州にあるケルン大学にて研修に従事している。この稿を書いている6月初旬は、気温がさほど高くなく、雨や風の日には涼しさも覚える。特に晴れた日は快適で心地がいい。冬の寒さが厳しく長いドイツでは、春になり少し暖かさが増してくると、多くの人が太陽の光を謳歌しようと屋外に出てくる。街の路上には、レストランやカフェの机と椅子が連なり、雨の日以外は、昼夕問わず、多くの人がビールを片手に談笑を続けている。ドイツで生活をされたことのある方には、お馴染みの光景であろう。

ケルン大学の周囲には、ケルン市が造営・管理する緑地帯が広がっており、少し歩くと、ヒロシマ・ナガサキ・ブラッツと名付けられた小高い丘のある公園があって、その先には、ケルン日本文化研究所もその畔にあるアーヘナー池がみえてくる。この辺りは、野外バーベキューをするのに適しており、晴れた日の午後になると多くのパーティーが肉やソーセージを豪快に焼いて、香ばしいおいを周囲に漂わせている。その数は週末に近づくほどに増えてくる。こうした光景は、ここに限られるわけでもなく、ケルン市内には、ライン川河畔など、あちらこちらに広々とした公園があり、晴れた日には芝生の上で多くの市民がゆったりとくつろいで過ごしている。

筆者は現在、ケルンでの滞在が1年半を超え、2度目の初夏を迎えていることもあり、このような日常の姿にはすでに慣れてきている。しかし、昨年、こちらに来て最初の春を迎えた頃には、新鮮に感じたことを覚え

ている。屋外でバーベキューを楽しむのは、ケルン大学ほかの若い学生たちばかりではなく、家族連れや壮年のグループも多い。要は、夕方、特に週末近くの午後ともなると、多くの人が仕事を離れ、晴れた日には気が置けない家族や友人たちと過ごす時間を持つことができるということであり、労働時間が短く、休みもきっちりと確保されるドイツの労働生活の反映をそこにみることができる、ともいえるからだ。

しかし、その一方で、調査研究が示すところのドイツの労働事情は確実に変容もみせている。例えば、複数の仕事を掛け持ちして働く者の数は年々増えている。ドイツでは、月450ユーロまでの賃金収入については、労働者の税と社会保険料の負担を免除する僅少労働の制度が設けられている。こうした低収入の就労は、一般にミニジョブと呼ばれ、本業のほかに副業として行う場合であっても、やはり税と社会保険料の免除が認められることになっている。副業としてミニジョブを行う者は、連邦雇用庁の統計によると約260万人を数える。このほか、自由業の掛け持ちをする者も多く、各種の調査によれば副業をしている者の数は優に300万人を超えている。ドイツの全就業者数が3500万人弱であることからすると、小さからぬ割合といえる。副業の理由は、生活費の足しにすることを始め、海外旅行や、自動車や家といった高額な買い物をするための資金稼ぎなど、さまざまなようである。

ミニジョブの就労先は多くの分野にわたっているが、レストランやバー、カフェといった飲食店や、スーパーマーケット、ディスカウントストア、ドロゲリーといった小売業の店舗では、労働者の中でミニジョブ就労者の占める割合が特に大きい。経営者の観点からは、ミニジョブでの就労者を雇用し店舗の開店時間を延ばすことなどで、顧客需要の動向に合わせた経営が可能となる。顧客のニーズに合わせた顧客指向kundenorientiertの経営は、ドイツでも、企業が利益を上げるための方針となり課題となっている。

ドイツは歴史的に、閉店法により店舗の営業時間を強く規制してきた事で知られる。現在でも、日曜・祝日は店舗の営業が原則として禁止されているが、飲食店などは営業可能である。また、平日の店舗営業時間規制は、近年、各州で大幅に緩和されており、24時間営業も可能とされている。とはいえ、日本のように24時間オープンのお店が溢れかえる状況にはまったくないが、それでも、ケルン市内には深夜まで営業して

いるスーパーマーケットも多く、レストランやバーなども遅くまで店を開けている。加えて、バスや鉄道などの公共交通機関も、街の中心部では深夜早朝も営業しており、少なくとも都市部では、各種の営業時間帯は長くなり、生活の利便性も高くなっている。

こうした利便性の向上は、夜や土日に働く労働者が増えていることも意味する。例えば副業としてのミニジョブの場合、「ミニ」とはいえ本業での仕事以外の時間を労働に当てることになるわけで、そのことで労働時間が長くなり、あるいは不規則な時間帯に設定されることになる。ドイツでは近年、労働時間設定の柔軟化も進んできており、デュッセルドルフの経済社会科学研究所 (WSI) による 2010 年の調査では、土曜に働く労働者の割合は 43.5%、日曜は 25.8%、深夜労働は 14.8%、シフト労働は 17.2% となっており、いずれも 1992 年の数字から増加している。このように、店舗の営業時間が短く、休みも多く、働く者の労働時間も短い、というドイツのスタイルは、顧客指向の高まりに伴う営業時間の拡大などの影響を受け、徐々に変容してきている。

加えて、変容しているのは勤務時間の態様ばかりではない。特に近年のドイツでは低賃金労働の拡大が問題となっている。連邦雇用庁によれば、OECD の基準による低賃金境界（フルタイム労働者の賃金額中央値の 3 分の 2）は、2010 年には全ドイツで時間当たり 10.36 ユーロで、この境界以下の賃金額で働く労働者の割合は 20.6% となり、年々、増加する傾向にある。例えば、ミニジョブの従事者は、ミニジョブのみの就労者と副業としての就労者を合わせて 750 万人に登るが、その 8 割以上が上記の低賃金境界以下の時間当たり賃金額である。ドイツ全国で 90 万人ほどいる派遣労働者の場合には、約 3 分の 2 が低賃金境界以下で働いている。派遣労働以外にも低賃金の目立つ分野は、タクシー運転手や理容師などであり、産業別の労働協約がない地域などでは、特にその傾向が強くなる。

こうした低賃金労働の広がりを受け、2013 年 9 月の連邦議会選挙の結果を受けて成立した CDU/CSU と SPD の連立政権下では、最低賃金制度の導入が連立協定で定められ、現在、2015 年 1 月から時間当た

り 8.50 ユーロを統一的な最低賃金額として実施する内容の法案が議会に提出されている。周知のようにドイツでは、労働条件の決定を労使の団体的自治に委ね、産業別・地域別の労働協約による規制をメインに、賃金額に関する国家的な規制は部分的なものにとどめられてきたが、近年の協約拘束率の低下も踏まえ、ついに一般的な最低賃金法制が登場することとなった。もっとも、90 年代には高失業に悩まされたドイツでは、最低賃金制度の実施が職場の喪失や経済停滞につながるのではないかと、との声も強く、法施行後の影響が注目されている。

このようにみえてくると、ドイツの労働社会にみられる変化は、日本にも通底するものであることが分かる。グローバルな競争が叫ばれる中で、労働者の賃金上昇は抑制される傾向にある。失業の解消には成果があった一方で、非典型雇用と低賃金労働は拡大している。結果、副業や不安定な就労を余儀なくされる者も増えてくる。こうした中で、ドイツでの労働環境も、以前よりせわしくなっているのだろう。単身で子を育てる特に女性の経済状況が厳しい点も共通する問題である。

しかし、共通の状況と課題は存在しつつも、日本からやってきた身には、目に映るドイツでの人々の暮らしぶりは異なってみえる。日曜となると、殆どの店が閉まった静かな街で、老若男女、富んでいそうな者もそうでもなさそうな者も、各々、自分たちのペースで歩き、自転車を走らせ、あるいは佇んでいる。確かに、この日に休めない者の数は増えている。みながみな、晴れたら楽しくバーベキュー、という気分でも状況でもないだろう。それでも、休みには文字通り安息のために過ごす暮らし方は、あらゆる時間を労働か消費のために費やそうとする傾向のある日本と比較して、やはり大きく異なる。こうした点で、ドイツの社会になお余裕が残されていると、暇をみつけてケルンの街を歩きながら、いつも思うのである。

みながわ・ひろゆき 千葉大学法政経学部准教授。最近の主な著作に「『労働者』概念の現在」『日本労働研究雑誌』No. 624。労働法専攻。